

第82回 佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成30年6月11日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 56 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 2. 発議第 3 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議（案）
日程第 3. 議案第 58 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 3 台）
日程第 4. 議案第 59 号 協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、御苦勞さまでございます。

そしたら、失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、教育長より発言の申し出があり許可しております。教育長。

教育長（平田秀三君） 失礼します。

先週の一般質問の中で、千種議員の一般質問の答弁しました中で、2019 年度からの越県通学可の岡山東部から佐用高校への中で、大原、東栗倉と二度にわたって申しましたけれども、大原と西栗倉の間違いでございました。お詫びして訂正いたします。以上です。

議長（山本幹雄君） それでは、日程に入ります。

日程第 1. 議案第 56 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について

議長（山本幹雄君） 本日議題の日程第 1 につきましては、6 月 5 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、それぞれ、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1、議案第 56 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9 番（岡本義次君） 3 ページ、50 款の 10 項の 15 目の衛生費負担金、この未熟児の方というのは、該当される方が何人ぐらいいらっしゃるんですかということが 1 つ。

それから、4 ページの 10 款、10 項、35 目、公有財産購入費で 1,000 万円上がっておりますが、これについても相手方と土地の地目、場所、単価を教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 予算書3ページの衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費負担金ですけれども、歳出のほうで当初予算14万5,000円を置いておったんですけれども、その予算につきましては、もしあればということで置いておりました。それで、このたび補正をさせていただくのは、今年の1月から2月にかけて1名の方が養育医療が必要だということで、当初予算で不足する部分を1名分と、後6月になりまして、まだ、実際に申請が上がっていないわけなんですけれども、ご相談が1件ございましたので、その分を見込んで、実際にかかります医療費から自己負担分を差し引いて残りの費用に対して2分の1が国庫負担金、それから4分の1が県費負担金ということで、このたび補正を上げさせていただきます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 4ページの土地購入費でございます。場所につきましては、先般から、いろいろ出させていただいております平福の木村邸にかかるものでございます。

購入する面積が1,193.2平米の土地でございますが、場所は平福の475番地1でございます。

地目は宅地。

単価につきましては、取り壊し費用等を見込んだ上で、平米当たり8,453円ぐらいになっております。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいですか。

はい、ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 5ページの環境衛生費の中で、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料、この委託内容について。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 地球温暖化対策実行計画でございますけれども、事務事業編ということで、今回、策定計画を予定しております。

事務事業編につきましては、取り組みの強化として省エネ診断を実施し、運用改善、設備機器等の効率化や老朽化設備の更新を診断するといった内容。

また、取り組みの実効体制、これはPDCAですけれども、（聴取不能）を強化するといった内容等の計画を予定しております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） そういうふうに、この計画、実行計画の前に本計画もあったわけです。この時も指摘したんですけども、1,000 万円近い委託料となります。国のほうとしても、ある程度のひな形みたいなのをつくっておると思いますから、職員でこれが、なぜできない。委託されるんですけど、今言われた内容でしたら、職員の中でも業務の中でできるんじゃないでしょうか。なぜ、委託されるのか。

[住民課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 今回の国の補助といいますか、間接補助でございますけれども、策定の内容につきましては、いわゆる一般的な事務事業編ということで、実行計画を立てるわけですが、それに伴いまして、省エネ診断を実施するようにしております。その省エネ診断というのは、対象となる施設を幾つか診断して、それを今後の省エネ、削減ですね、その他部門ということで、40 パーセントの削減が求められております。それに遜色のない、国の求めている遜色ない実行計画を立てれるということで、この省エネ診断を実施し、運用改善を図るということでございます。

そして、国の事務事業編ということについておりますので、取り組みの実行体制、これについても強化をしなければならない。

先ほど言いました省エネ診断も町の職員においては、そういった専門的な知識等もございませんので、そういった専門的知識のある業者さんのほうに委託して、この診断をし、また、この PDCA の構築についても、そういった改善を図るということで、この省エネの削減目標に国の目指している 40 パーセントに遜色のない実行計画を立てるということでございますので、町の職員ということではなしに、そういった計画を立てて、この地方公共団体としての責務を果たすというふうなことで予定をしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） 6 番、廣利議員。

6 番（廣利一志君） 4 ページ、公有財産購入費ですけども、木村邸の件ですけども、一般質問の中でも町長のほう答えておられましたけれども、決まっているところと決まっていないところというところがあるということで、一般質問の中でもありましたけれども、家財については所有者の方と、まだ、これから相談ということですけども、そうすると、かなりたくさん家財が、そのままにあるわけですけども、費用としては、例えば、処分という形になってくると、その分は、これからまた、かなりの額要すると思うんですけど、そのあたりは、まだ、決まっていないので、これからまだ、保存をしていくという中では、発生する可能性もあるということですね。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） この件は、一般質問でも、いろいろとご説明申し上げましたけども、木村酒造のお店だったところと、母屋の部分ですね。住居の部分と、それから、酒蔵があったところと、いわば大きく2カ所、道を挟んで2カ所になります。

それで、母屋だった、お店だったところについては、土地、建物を含めて、これは寄附をいただくと。町のほうに寄附申出で、寄附採納をさせていただきますと。

それから、酒造蔵があったところの土地 1,000 平米余りだったですね、この土地について、今回、取得すると、買収するという形になるわけですね。

ですから、その後は、この活用については、これから、いろいろと協議をしますというお話をさせていただいておりますし、その母屋のほうの建物についても、活用するに当たっては、当然、目的、どういうふうなものによって違いますけれども、どちらにしても修繕をしなければならない。かなり雨漏りもしていますし、傷んでおります。そういうことについての、これからかかる費用については、これから予算化をしなきゃならない話なんですね。

だから、中にあります家財とか、そういうものも当然、処分しなきゃいけないとか、まだ、木村さんとの話で、それはどうするかということは、まだ、何も決まっておられませんけども、どちらにしても、今回の予算は、そちらの土地を購入する予算であって、後の改修や活用については、これから、いろいろと協議し計画をつくった上で、また、予算化はさせていただきますということでもあります。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） 未来伝承プロジェクトとの関連で、この木村邸の件を、再度聞かせていただきたいんですけども、そもそも未来伝承プロジェクトの中で、我々が聞いていたのは、利神城の石垣の立面図等の調査というふうなことを、具体的には聞いていたのは、そういうことだったと思うんですけども、木村邸、私は、その3点セット、要するに利神城、御殿屋敷、宿場町という中では、大事な建物だということから、未来伝承プロジェクトという関連で考えるのが妥当かなというふうに思うんですけど、それは、そういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、何も関係がないわけではなくて、同じ平福という、そういう地域の中で、宿場町であった平福の町並み、これまでも、集計をし、町並みの保存活動というのは、はや 30 年も続けてきているわけです。

そういう流れ、ずっと続けてきたものの、その延長の中で、また、これからも、そうした利神城跡も含めて…と一緒に、また、これから未来伝承プロジェクトとして、地域のその利神城跡の保存、活用、そして、あの地域のそうした歴史的な景観を生かしたまちづく

りをしていこうということですから、当然、一連の関係したものであると。

そういう中で、今回、その土地について、こうして所有者の方とお話をさせていただいて、所有者の方のご厚意もあり、理解もあって、建物と土地について、一部寄附もいただく。

それから、今回の土地の購入に当たっても、評価としては、土地だけで税務上の評価をすれば、もっと高くなるとおもうんですけども。建物も、これ後、取り壊すのか、活用するにしても、相当のお金がかかります。そういうものの処分なんかの費用というものも勘案して、この金額で譲っていただくということが理解をいただいたということですから、それは当然、そういう流れの中で、直接のものでは、ああして文化財として取り扱うべき建物でもありませんけれどもね…法律的には。町としての計画として、そういうものの中で取り組もうということでもあります。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13番、廣利君。平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 平岡です。

3ペーシの歳入で、雑入、コミュニティ事業補助金250万円で、歳出でこの事業するのもその他の財源ということで、歳出、自治振興費ということで上がっているんですが、具体的に内容を説明お願いできますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） これは、いわゆる宝くじ助成の事業でございます。

宝くじ助成につきまして、昨年、3地区からの宝くじの申請された中で、そのうち上石井の集落の計画が採択されたということで、この予算のほうを上げております。

内容的にはエアコンの取りかえですとか、そういったことに使用されるというものでございます。

コミュニティ活動に必要な設備の備品とか、そういった物を購入できるという事業でございます。

この事業につきましては、一応、昨年9月5日に全集落、それから、全地域づくり協議会の方に同じ案内をさせていただいた中から、先ほど申し上げました、3地区が申請されたということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほか、質疑はありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 4 ページの放送施設管理運営費 75 目ですけれど、需用費の 150 万 6,000 円の修繕料について、この内容、説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 放送施設関係の修繕料 150 万 6,000 円でございますが、実は、今回、補正で 6 月に上げさせてもらったというのは、放送施設の基地局があります。本庁のこの庁舎にもあるんですけど、例えば、大撫山、電波を出しているところなんですけど、それから、多賀とか、町内には幾つもあるわけなんですけど、その装置の中で無停電装置というのがあるんです。

要は、バッテリーがありまして、この時期になりますと落雷、先日もすごい落雷がありましたけど、落雷で停電になりますと、そこで非常用のバッテリーというのか、非常用の発電機が作動して、それで、停電の間中は、放送を流そうとする。そういう発電機もあるんですけど、発電機まで行くのには時間がかかりますので、順次にご利用の皆さん方に映像等が切れないように、バッテリーが入っております。これは無停電装置というバッテリーなんですけど、そのバッテリーの中、バッテリーが、今回、町内で 7 カ所が、既にちょっと、不具合を生じかけております。警報のランプがついておりますので、本来、6 月といたら補正は早いんですけど、時期が時期でございますので、今回、そういう反応が出ております町内 7 カ所の基地局のバッテリーを変えさせていただくということで、修繕料で上げさせてもらっています。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか、質問ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

町長（庵逄典章君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより本案を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 56 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 56 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 2． 発議第 3 号 2025 年国際博覧会の誘致に関する決議（案）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2 に入ります。

日程第 2、日程第 3 及び日程第 4 については、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、日程第2、発議第3号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）を議題とします。
提案に対する提出者の説明を求めます。11番、岡本安夫君。

〔11番 岡本安夫君 登壇〕

11番（岡本安夫君） 失礼します。
2025年国際博覧会の誘致に関する決議。
上記の議案を、別紙のとおり佐用町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。
提出者、岡本安夫。賛成者、加古原瑞樹。同じく賛成者、千種和英。同じく賛成者、石堂基。
案文を読み上げ、提案理由とさせていただきます。
2025年国際博覧会の誘致に関する決議。
2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。
また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、兵庫県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。
よって、本町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府、大阪市、経済界とともに積極的に推進していく。
以上、よろしく申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提出者の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 決議文の上から3行目、大きな経済効果をもたらすと同時に云々ということになっているんですが、この大きな経済効果の内容を、わかっている範囲でいいんですが、説明お願いできますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

11 番(岡本安夫君) いわゆる日本総合研究所ですね、三井住友の会社なんですけれども、その試算によりますと、まず、2025年には2.6兆円。そして、それ以後、毎年1.1兆円の経済効果があるというふうに、そこでは試算されている模様です。

[平岡君 挙手]

議長(山本幹雄君) はい、13番、平岡君。

13 番(平岡きぬゑ君) 数字的に、そういう試算が出ているということなんですけれど、私がお尋ねしたいのは、その試算のもとになる経済効果を発生する、その内容なんです。収益が上がる内容というのは、大きな経済効果をもたらす内容というのは、この誘致に伴って、どういうことを想定しているものなのでしょうか。お尋ねします。

[岡本安君 挙手]

議長(山本幹雄君) はい、11番、岡本君。

11 番(岡本安夫君) 私どもは、そういう専門家ではありませんけれども、ご存じのとおり、来年、例えば、ラグビーのワールドカップ、これ開催されます。

そして、再来年、東京オリンピック等、いわゆる国際的なビックイベント、そういうものは、今までの経験上、かなり大きな経済効果、あるいは、インフラの整備などをされているというようなこと、具体的に、どれがどうの、こういうのじゃなくって、そういう大きなイベントは、必ず経済効果をもたらしているというのが、今までの実績であります。

そういうところから、その先ほど申し上げました、日本総合研究所というのは、そういう中から試算されたのではないかなと思っております。

[平岡君 挙手]

議長(山本幹雄君) 13番、平岡君。

13 番(平岡きぬゑ君) この国際博覧会の誘致にかかわって、マスコミで事前に報道されている内容として、総合型リゾート、いわゆるカジノ、賭博ですね、こういう収益の水準が経済効果を左右するような、そういうものになっているんだということを言われているので、そういった懸念のある誘致、博覧会というのが、私は、そういうことも想定した中で、佐用町議会として、この決議に至ったのか、そこらへんをお尋ねしたかったんですけれども、提案者は、そういうことを言われませんでしたけれど、大きな背景として、カジノの経済効果というのを期待した内容であるというふうに承知しているんですけれど、質問ですから、何か、答えがあれば。

議長(山本幹雄君) はい、ありますか。

[岡本安君 挙手]

議長(山本幹雄君) はい、11番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） いわゆる IR も関連してということなんでしょうけれども、それが具体的に、その部分でどれぐらいな経済効果というのは承知しておりません。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 今回の経済効果ですけれども、大阪府自身が基本構想案の中で、会場建設費が 1,200 億円から 1,300 億円。運営費は 690 億円から 740 億円として、会場建設費は国と自治体、関西財界が 3 分の 1 ずつ負担すると。これは、大阪府の構想ですけれども、これ以外に万博会場に不可欠な用地、鉄道等を整備する関連事業が 730 億円。これらは、大阪府、それから市民にとって巨悪な負担となると思います。

経済効果のうちで、入場料収入を 3,000 万人と見込んで、この積算根拠が、あまり明確ではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 申し訳ないですけども、そこまでは熟知しておりません。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） それから、松井知事がパリの万博事務局 BIE に立候補の届け出、その中で、構想の中では、先ほど出ましたカジノを中核とする総合型リゾート IR とセットになっていると。松井氏自身が、大阪府自身が、こういうふうなカジノとセットであるというふうなことも事務局に届ける中で述べています。

このカジノについて、カジノと一緒に万博は、人類の反映とか、それから人類の展望、それから、松井氏自身が掲げる健康長寿の今回のテーマとして挙げているようですが、ギャンブルとは、IR とは、ちょっと相入れないものであろうかと思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） いわゆる、そのギャンブルの弊害ということについて、おっしゃりたいのか、その IR が一番の収益をもたらすものだから、ふさわしくないとおっしゃって

いるのか、そのへんは、よくわかりませんが、いわゆる総合型と言われておりますから、それも含めてなんです。誘致ということで、跡地の利用等なんかを考えられておられるのじゃないかなと、そういう認識を持っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 決議案の中で、県内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できるとありますけれども、期待できるということですから、この根拠をお伺いしたいんですけれども、兵庫県の佐用町において、このIRを、大阪府、土地は舞洲（後で児玉議員から訂正が入る）の予定ですが、これが本町にとっての振興や生活の、住民生活の向上にも寄与するというふうな、この根拠は何でしょうか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 11番、岡本君。

11番（岡本安夫君） 明確にこれだから、こうだという根拠はありませんけれども、先ほど来、平岡議員の質問の中でもお答えしたんですけれども、大きなイベントがあるということにつきましては、佐用町からも、そちらへ行かれる方も多かろうし、もしかしたら、そちらへ行かれた方と、いろんな交流の中から佐用町に来られる方、そういうこともあるのではないかとということで、これこれ、こうだから、具体的にこういう効果があるというのじゃなくて、大きなイベントというのは、全体に波及効果をもたらすということであり

ます。
そういう中から、佐用町にもある程度の効果があるのではないかなと、そういうことを期待しております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2番（児玉雅善君） この決議に対しての反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの中で、金谷議員から会場舞洲とおっしゃっていましたが、これは会場は舞洲じゃなくて夢洲ですので、その点、まず、訂正しておきます。

そして、ある程度の経済効果というのは、確かにあるのかもしれませんが、しかし、今の会場としてしようとされています夢洲ですね、これは大阪湾の中に埋め立てた人工の島です。非常に地盤的にも会場に問題があると思います。

カジノの問題もそうですけれども、まず、南海トラフ地震、これがいつ起こるかわからないと言われております。今後、30年の間に南海トラフ地震が起きる可能性が70から80パーセントと言われております。一たびこれが起こればマグニチュード8から9という、と

んでもない地震ですね。これが起きますと、大阪湾における、この夢洲、舞洲、咲洲、そういったのはもちろんのこと、大阪市の大部分まで津波によって水没するというような感じに伝えられています。

そういった場所で、こういった何千万も集めるようなイベントを開くことが、本当に適当なのかどうか、そういうことも考えられます。

また、液状化、津波が来ないとしても液状化が起きて、建物の地盤なんていうのは、もうぐずぐずになってしまうのではないかと懸念されます。

大阪府と大阪市が、この安倍政権の後押しを受けて、この誘致しようとしている国際博覧会、万博は、カジノを主体とする IR、総合型リゾートとセットで開催されるものです。

公衆の教育を主たる目的とする。また、商業的な性格を有するものは除くという条約で定義する万博趣旨に沿っていないと。

カジノ問題を考える大阪ネットワークという団体も、本年の1月、BIE 博覧会国際事務局に文書を送付しています。

また、博覧会の誘致が、不要不急の公共事業を展開する材料とされていること。ギャンブル依存症をさらに増やすことに強い懸念をいただかせるものです。

先ほど言いましたように、開場予定の夢洲、地震などに脆弱な人工島であり、専門家も南海トラフ地震が起これば、夢洲は液状化し、津波にのみ込まれるおそれがあり、なぜこんな危険な場所に 3,000 万人もの人を集めようとするのかと警告しています。

松井知事は、成長の起爆剤として IR と万博の相乗効果をうたっています。しかし、メディアの全国世論調査でカジノ解禁反対は 6 から 7 割を占め、2016 年秋の読売の大阪府民世論調査では、大阪万博賛成が 59 パーセント、カジノを含む IR 反対が 52 パーセントです。万博とカジノを結びつけることの矛盾の表れだと思います。

府や市の巨額な負担も懸念されます。先ほど、金谷議員も言われましたように、会場建設費は約 1,250 億円、運営費は約 800 億から 830 億円。また、地下鉄中央線の延伸など、鉄道整備などに関連事業費だけで 730 億円と試算されています。

東京オリンピックの場合でも誘致前の事業費の試算と実際の事業費との間に、とんでもない開きがあったことが記憶に新しいところです。今回の万博の場合では、その点も強く懸念されます。

日本は既に、500 万人を超すギャンブル依存大国です。カジノは刑法が禁ずる賭博であり、他人の不幸の上に成り立つビジネスです。お隣の国、韓国では、あそこにもカジノはありますけれども、犯罪や勤労意欲の減退、家族離散など地域社会の崩壊が問題となり、カジノによる経済的損失は経済効果の 4.7 倍の年間 7 兆 7,000 億円にのぼるという試算もあります。カジノによって「いのち輝く未来社会のデザイン」、これは大阪万博のテーマですけれども、そんなテーマが描けるはずがありません。

以上の観点から、大阪・関西における国際博覧会開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを、国、地元大阪府市、経済界とともに推進していくという決議案には強く反対します。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林議員。

5 番（小林裕和君） 2025 国際博覧会の誘致に関する決議案に賛成の立場で討論をさせて

いただきます。

ご存じのとおり日本の国は、少子高齢化、人口減少に向かっております。そういう中において、テーマであります未来社会のデザインということで、将来を見据えた、そういう社会をつくっていくということの1つのきっかけに、この博覧会を誘致しようということがされております。

先ほども、カジノ法案等のいろんなお話もありましたけれども、この決議については、カジノ法案に対する決議ではありません。

そういう中において、隣接する大阪府で誘致をされている。その圏域で関西広域連合でも広域的な取り組みもされております。

それから、また、隣接する我が兵庫県においても、兵庫県阪神間だけではなく姫路市を中心とした中枢圏域として佐用町にも、そういう広域的な取り組みをしております。

そういうことも含め、それによって、この中山間地の佐用町にも経済効果を及ぼすような形の、今後、取り組みを強化するということが大事なことでないかなというふうに思います。

そういう意味において、この博覧会をきっかけに、また、博覧会を目指して、2025年までの取り組みを強化していく。本町においても、住民に安心・安全の生活をしていただくために町においても、そういう活動に積極的に関与をしていくということが大事だということをお申しまして、賛成の討論にさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、発議第3号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第58号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 3台）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第3、議案第58号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車3台）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第58号、財産の取得についての提案のご説明を申し上げます。

今回の財産の取得は、小型動力ポンプ付積載車購入事業として、消防防災力の強化を図るために、消防団の車両を更新するために小型ポンプ付積載車3台を購入しようとするものでございます。

購入に当たっては、5月30日に4業者による見積入札を行い、契約金額2,851万2,000円消費税込みで、兵庫県たつの市新宮町井野原276番の1の有限会社岡本ポンプ、代表取

締役、岡本 洋氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 58 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 導入されようとする 3 台の導入先について、説明をお願いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、企画防災、服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 3 台、3 分団でございます。佐用の第 5 分団、佐用の第 9 分団、佐用の第 10 分団の 3 台でございます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それぞれの分団については、古くなったとか、そういう理由については、どうでしょうか。それもお願いします。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） ポンプ自動車の更新につきましては、消防ポンプ自動車の場合は、20 年を目安で更新としております。

で、可搬ポンプ付積載車につきましては、25 年を目安で更新をしてきております。

前年度も更新しておりますけれども、平成 29 年度で 4 台、今年度 3 台、平成 31 年度につきましては、消防ポンプ自動車、三日月の機動隊になりますけれども、1 台というような形で、計画を立てて、また、状態を見ながら決定をしております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

ほか、質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 3 台）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 59 号 協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 4、議案第 59 号、協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 59 号、協定の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

三日月浄化センターは、平成 10 年 4 月に供用開始し、20 年が経過をした下水道施設でございます。これまでも定期的な日常点検や修繕を実施し、公衆衛生の保全という観点から町民生活に大きな支障が出ないようサービスの提供に努めてきたところでございます。しかし、経年等による機械設備、電気設備の劣化が進み健全度が低下をいたしております。

そこで、平成 28 年度に事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的とした長寿命化計画を策定をいたしました。

本協定は、この長寿命化計画の調査結果に基づき、2 カ年に亘り水処理に係る機械設備、電気設備の改築事業を日本下水道事業団に委託をするものでございます。

日本下水道事業団は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、特別法である日本下水道事業団法に基づき設立された唯一の官業代行機関でございます。

三日月浄化センター長寿命化計画についても日本下水道事業団との委託により策定をいたしており、地方自治法第 234 条第 2 項に基づく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当し随意契約により協定金額 3 億 5500 万円での締結を予定をいたしております。本協定は、工事の請負契約に準ずるものであるために、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件につきましては、本日即決とします。
これから議案第 59 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 協定の相手方は、町長言われたように、代行機関の日本下水道事業団ですけれども、それを受けて、協約の中で実際に契約は、この日本下水道事業団ですけれども、下請けなんかの関係については、協定の中では、どうなっていますでしょうか。

[上下水道課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、森田課長。

上下水道課長（森田善章君） 事業団のほうで、設計、それから工事入札をしていくわけなんですけれども、下請け等につきましてというか、そういうなんにつきましては、今から適正な工事が請け負える業者を事業団のほうで選定して入札かけていきますので、下請けとか、工事については、そういうような格好で適正な工事業者を選定して進めていきます。

議長（山本幹雄君） いいですか。よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 委託、協定相手はわかったんですけれども、その委託に関する協定内容については、後日でいいので資料として配付できますか。お願いします。

[上下水道課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 課長。

上下水道課長（森田善章君） 提供させていただきます。

議長（山本幹雄君） ほか、質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 59 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号、協定の締結について（佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

午前 10 時 19 分 休憩

午前 10 時 47 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。

発言の申し出があり、許可しております。上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼いたします。

ただ今、議決いただきました議案第 59 号、協定の締結について、一部、ちょっと追加説明のほうをさせていただきたいと思います。

協定金額につきましては、3 億 5,500 万円で協定金額結んでおりますが、今後、設計が完了しまして、工事、入札段階に入ります。工事の入札が済みましたら、当然、設計金額よりも落ちた形で、工事請負契約になっていくと思います。

そうしますと、実績に基づきまして、協定金額のほうも下がっていくというふうな形になりますので、とりあえず初段階としましては、3 億 5,500 万円で協定を結びますが、最終的には、下がった段階で…はい…

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 課長の説明が、ちょっと誤解を招くようなところを、私、感じましたので、私のほうから説明をします。

こうした事業団等で委託で事業をお願いするという形は、例えば、今、行っております JR に委託して工事を行っている小山安川線のような工事と同じで、一応、当然、設計をして金額というものが、大体はじき出されます。

これを、今回は、下水道事業団の工事全て、管理まで含めて委託をするわけです。

事業団としては、当然、自分とこで全ての工事を職員でやるわけじゃなし。1 つ 1 つまた、機械とか工事あります。それに対して入札で事業者が決められるわけですね。それによって、最終的に、そういうものをまとめて、工事が終わってくれば事業費の精算というものがなされます。

ですから、最終的に、今、課長が言いましたように、それが安くなれば 3 億 5,500 万円よりか、あの精算で帰ってくるという形になりますし、また、事業の内容によっては、プラスになる場合もあるということです…工事の結果によってはですね。

ですから、現段階においては、この金額で見積もりされて、一応、全部工事をこれから行うための準備が始まったんですけれども、そういう手続きを踏んで、最終的に工事が完了し、終わって精算をされるということをご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（山本幹雄君） 今、森田上下水道課長及び町長のほうから補足説明がありましたけれども、これに関する質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないですね。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日6月12日から19日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、6月20日、水曜日の午前9時30分より再開します。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後10時51分 散会
